

土ぐうふ

ホームページ
<http://www.popai.co.jp>

平成17年8月発行
水戸冷凍食品(株)広報室



0120-831-934
ヤサイはクスリヨ

▼チップ工場を見学したプロジェクトメンバー



**安全でおいしい野菜作りを目指し
農家が自ら堆肥を作る・・**

完全発酵堆肥プロジェクト始動

春の収穫が終わ
つた後、堆肥を自
分達の手で作れな
いだろうか・・と
いう話合いが、水
戸冷食と栽培契約
農家の間でもたれ
た。現在使用して
いる堆肥は畜産農
家が作っている堆
肥がほとんどであ
る。それを農家が購入したり、肥
料取扱い業者等から仕入れて使用
している。

堆肥の入っている袋には完全発
酵と書かれているものの、袋を開
くと鶏の羽が混じっていたり、臭
いがしたりと、どう見ても完全発
酵とはいがたい堆肥もあるのが
現状。農家が考へているような堆
肥になつていない。糞は畜産農家
にとって不要な物。早く処分した
いと思う気持ちがこのような不完
全な発酵堆肥を生んでいるのでは、
と推測してしまう。

完全発酵していない堆肥を畑に
投入すると、土壤の中で発酵する
ため土壤がどのように変化するの
か予測ができない。投入したこと
で成分が変化し、堆肥をいれない
ほうがよかつた・・・というよう
なことにもなりかねない。そこ
で始められたのが完全発酵堆肥プ
ロジェクト。農家が自ら堆肥を作
る。自分達が望む堆肥を自分達の
手で作る。経費もかかるが、水戸

▼大型機械で堆肥を攪拌する



堆肥は休作中の畑を借り受けて作る。
堆肥を攪拌するための機械は、
勝田環境（株）から借受け、全て
の準備が整い現在発酵させている
状態。秋までに間に合わせる予定
だつたが、発酵が遅れているため
間に合わないかもしれない。無理
して使用せず、完全発酵の後、春
の作付け時から使用することも含
め、検討している。

堆肥について意見を出し合う▼



冷凍食品も協力し、農
家の負担を軽減するこ
とで合意した。
堆肥のもとになるのは鶏糞とチップ。鶏糞
は養鶏場から買い入れ、生木微細チップはチッ
プ工場から取り寄せる。
交じり物のないチップ
であることが絶対条件
であり、どのようなチ
ップなのかを視察し、問題ないこ
とを確認した。

台風が接近しているため畠を高くし、ネギが倒れるのを防ぐ作業をしている小堺和男さんの畠を訪ねた。ネギ約三反、ほうれんそうを三反作付けしており、水戸冷凍食品の栽培方針に賛同して栽培契約を結んでいる小堺和男さんは、「岩根や飯富の土壤は土層が深く、砂と粘土質のバランスがとても良く、ミネラル分が多い土地」と語る。だが、現実には、ここ数年遊ばせている畠（後継者がおらず、作付けしていない畠）が多い。

本格的に農業を始めた小堺さんは、「岩根や飯富の土壤は土層が深く、砂と粘土質のバランスがとても良く、ミネラル分が多い土地」と語る。だが、現実には、ここ数年遊ばせている畠（後継者がおらず、作付けしていない畠）が多い。

このような土地を利用し、何かできないかと考えていた時、堆肥づくりの

土くらぶ会員通信

土壤のプロ 農業試験場で培った 土の知識を活かしたい

水戸市岩根町 小堺和男さん

話が飛び込んできた。土壤関係に携わってきたので土については専門だが、堆肥づくりは別もの。土のプロとして、その土地に合う堆肥づくりに自分の持っている土壤の知識を十二分に發揮したい・・・と意欲を見せた。

小堺さんの畠の農道を挟んだ隣の畠には、発酵中の堆肥が積まれている。堆肥を見ながら「今の状態を見ると発酵が遅くどんな堆肥になるのか見当もつかない。秋作に間に合うかどうかも分からぬ。窒素・リン酸・カリ等の成分検査をしてから使用しなくては・・・」と、初めて作った自分達の堆肥に期待と不安をのぞかせていた。

▼土壤のプロフェッショナル小堺和男さん



農家による農家のための 堆肥作りに真剣に取組む

水戸市岩根町 小堺仁一さん



堆肥について話合う小堺仁一さん（左）と宮田社長（右）▲

仁一さんのお宅を訪ねた時、ネギの出荷準備で大忙しだった。仁一さんは、年間でほうれんそうを五反、ネギを五反作付けしている。ネギの皮を剥き、出荷用の箱に詰める。綺麗にならべられたネギは芸術的に見える。プロの技を見せていただいた。

仁一さんも堆肥づくりに参加している農家のひとり。昔は農家でも牛や豚・鶏を飼い、家畜の糞や野菜屑・粉がら・藁・灰などから堆肥を作っていたが、今そのような農家はほとんどなく、堆肥について詳しい知識をもつてゐる農家が少ないと話す。

堆肥の入っている袋をみてもその表示方法はまちまちで、混乱してしまうという。どんな堆肥ができるのか楽し

みもあるが不安部分もあり、成分検査は必要であると感じている。手作り堆肥の周りに出ている「黒い液体」が気になる。あの黒い物は鶏糞から出たものではないかと・・・。黒い液体が鶏糞からでたものであれば、窒素が逃げてしまふのではないかと思う。もう一度黒い液体を堆肥にかけたほうがよいのではないかと話していた。



▲手作り堆肥からしみ出した黒い液体

士大夫、会員通信

▼トマト栽培について熱く語る飯村隆二さん



トマトはまだ青みがあるうちにもぎ取つて出荷し、消費者の手元に届くところ赤くなるようになります。しかし、この加工に調整されている。用トマトは完熟した状態でないと出荷できないといふ。飯村さんの畑から収穫したトマトをいただいた。普通のトマトよりも赤くて甘く、水っぽくない。とても濃厚な完熟トマトを、ごちそうになつた。

トマト栽培のベテラン トマトの赤色に魅せられて 栽培歴30年

城里町増井 飯村隆二さん

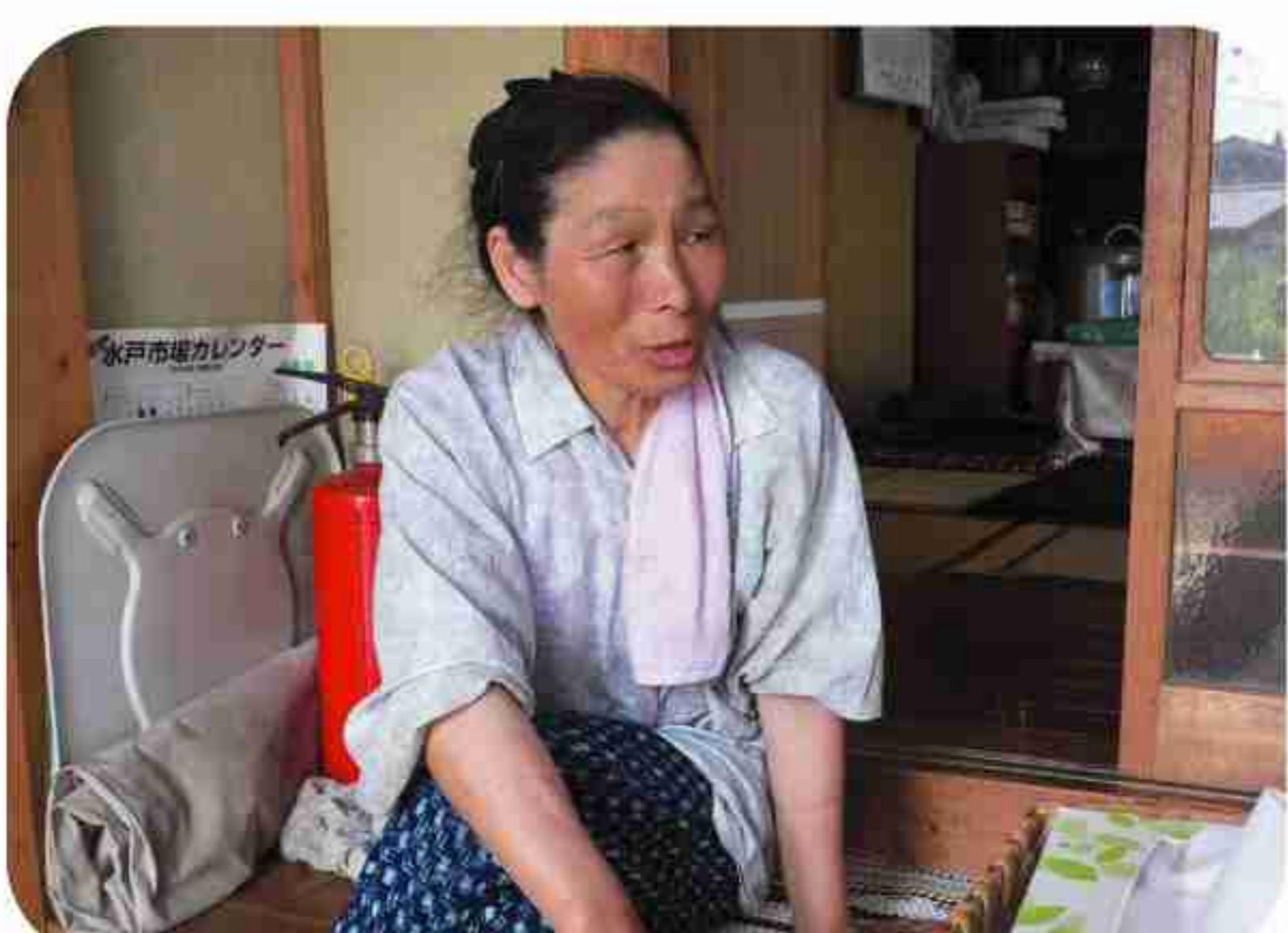
トマトの収穫に追われる飯村隆二さん・紀代さん御夫婦。トマトといつても私達が食べている普通のトマトと違うことにすぐ気付いた。(今まで見たこ

とがなかつた：編集者談）普通のトマト栽培は、蔓を上に延ばすため添え木などをして、のびた蔓にトマトが実るイメージだか、飯村さんのトマト畑は地面にトマトが実っている感じだ。加工しやすいように品種改良が重ねられ、へたが取れやすく実が詰つているため、トマトの重みで下に落ちてしまう。そのため地培（地を這う栽培）でないと栽培できないという。

これは加工用のトマトで品種は「カゴメ931」。その名のとおりカゴメへ出荷されてケチャップやトマトジュースの原料となる。出荷のタイミング

紀代さんの簡単クッキング

家製トマトケチャップ (ペースト)



▲ケチャップ作り名人 飯村紀代さん

レシピ

- 1：トマト皮を湯むきし、裏ごして鍋に入れる。
 - 2：月桂樹の葉を入れて煮立てる。
 - 3：ペースト状になってきたら少量の塩を入れる。
 - 4：さらに煮詰めて水分を飛ばして出来上がり。

編集者も挑戦してみた。月桂樹の葉を知り合いから手に入れた。紀代さんから教わった手順で作ったところ、意外と簡単にできた。初めて作ったトマトペーストをパンにぬり、ピーマンとチーズを添えてオーブントースターで焼いてみた。初めての自作ビザースト。編集者の家族にも好評だった。

上記3の味付けをせずに、ペースト状にして冷蔵庫などで保管し、用途にあわせて味付けをして食べるのもお薦めとのこと。宮田社長は、「カレーに入れて食べると美味しい」と教えてくれた。



収穫された加工用トマト▲



編集者が作ったペースト▲

▼日々の生活が充実しているという山崎仁志さん（左）と奥さん・お子さん（右）



農業は頑張つた分が形になつて返つてくる仕事であり、自分で計画を立て設計できるのが楽しく、とてもやりがいのある仕事だと話す。今、仁志さんは、フィルムで遮光する「やらかネギ」の栽培に取り組んでいる。

50代で農業を専
門重な若い力で
ある。

農業に転職
してから毎日
の生活が充実
しているとい
う。

水戸冷食と二十年以上もおつき合いいただいている山崎透さん宅を訪ねた。透さんは不在だったが、息子の仁志さん（31歳）が在宅しており快く対応してくれた。

仁志さんは昨年農業を継ぐため脱サラ。20代・30代で農業を専業としているのは、水戸市内で30人程度。とても貴重な若い力で

水戸冷凍食品の ホームページ

<http://www.popai.co.jp>

水戸冷凍食品(株)では、ホームページを開設しております。冷凍加工野菜の安全性・野菜の栄養・効能・簡単レシピ等情報話題が満載です。一度ご覧下さい。

コラム

農薬は散布されると植物の葉や茎・果実に付着し、一部は吸収されます。表面についたものは、空気中の酸素や水分・日光により分解され、影響のない単純な物質になってしまいます。吸収された農薬も植物体内の酵素により分解され減少していきます。

このように次第に分解されていく性質にもとづいて、散布回数や濃度、散布できる期間（収穫前何日までなど）が決められ、収穫のときには残留基準値以下になるように使い方が工夫されています。

水戸冷食では、農薬の散布基準以内の独自の散布基準を設定して契約栽培農家へ「茨城県で定めている残留農薬基準値2分の1以下」の農薬使用の指導を行っています。

シリーズズ 農業と

Q 無登録農薬が問題になりましたが、農薬は自分の考えで使ってはいけないのでですか。

No. 1

農業

A

農薬登録を受けた農薬ならびに特定農薬以外の薬剤を、農作物等の生産のために使うことは禁止されています。ですから、外国または輸入代行業者から購入した日本の農薬登録を受けていない薬剤、あるいは農薬としての効能をうたった農薬登録を受けていない薬剤(資材)などを使うことは許されません。

さらに、登録を受けた農薬でもきちんと使用基準にしたがって使うことが義務づけられています。たとえば、対象の作物と適用病害虫・雑草、使用量や使用時期などです。農薬の多くは食料生産に使われるものであり、登録のある農薬を使用基準に沿って使うことにより、最終的な消費者の安全が守られているからです。